

## 「千葉県地域福祉支援計画」の概要（千葉県，平成16年4月15日）

### 理念を実現するための施策体系

#### <共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）>

「新たな地域福祉像」を実現するためには、地域社会において、お互いの差異や多様性を認め合い、地域住民相互の連帯と、すべての人に地域社会への参画を促す「共に生きる社会づくり」が重要です。

#### \*〔キーワード〕ソーシャル・インクルージョン

ソーシャル・インクルージョンとは、イギリスやフランスなどヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編に当たって、基調とされている理念です。具体的には、貧困者、失業者、ホームレスなど誰も排除されない、誰も差別されない社会である「共に生き、支え合う社会づくり」を目指すというものです。

### ア 支援の方向性

「共に生きる社会づくり」の考え方の県民への啓発・普及を図ります。

「共に生きる社会づくり」を普及する前提となる県民一人ひとりの人権を守るための指針・宣言づくり、全県下を視野に入れた権利擁護を目指します。

地域における様々な地域福祉関連の事業を支援します。

地域生活を安心して続けられるような体制の構築を支援します。

地域の様々な人たちの交流を支援します。

### イ 支援のための主要な事業[教育]

1～5（略）

#### 6 子ども世代への心のバリアをつくらない教育・保育の推進

すべての人の「個人の尊厳」が大切にされる社会の実現には、誤解や偏見による「心のバリア」をなくすための人権意識の情勢や共に生きる福祉教育が重要です。特に子ども世代（保育園、幼稚園、小学校低学年等）への人権意識の醸成や共に生きる福祉教育は大切です。

そこで、「障害の有無に係わらず共に学び遊び生きる」ことを実践している保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、地域の子育て支援グループなどへの支援をはじめ、子ども世代への心のバリアをつくらない教育・保育を支援していきます。

共に学び遊び生きることを願う当事者の気持ちを大切にした教育・保育を進めることが重要です。

#### 7 福祉と教育の統合ネットワークの構築

障害のある人たちの子ども時代からの成長に沿った一貫した支援を行うためには、福祉と教育の統合ネットワークを構築する必要があります。そこで

この第一歩として、これからのネットワークを支える人材である両分野のコーディネーターが共通の研修を受講し、お互いの分野の知識や理解を深める合同養成を実施します。

## **8 福祉教育の推進**

福祉教育では、「福祉って何だろう」「どんな人も人としての権利」(基本的人権)をもつこと、その権利を保障していく地域って誰かがつくってくれるものなの?」といったことを子どもたちと一緒に考えることが大切です。

児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の普及、促進を図るため、共に学ぶ教育の積極的な実践、福祉教育への熱心な取組等を進める学校等の福祉教育推進校として指定してその活動を支援します。また、福祉副読本の作成・配布、児童・生徒の福祉活動体験等を通じて福祉教育を推進します。

さらに、地域の人々の福祉に対する正しい知識と理解を深めるため、生涯大学校での福祉講座をはじめ、講演会、ボランティア体験など、様々な機会を捉え、多くの年齢層を対象に福祉教育を推進します。

## **9 私立幼稚園における障害幼児の就学機会の拡大**

障害のある幼児の就学機会の拡大を図るとともに、障害のある幼児の就園する私立幼稚園における教育の充実、振興及び保護者教育負担の軽減を図ります。